

解決方法がわかる! 相談できる! 専門用語もわかりやすく説明!

今年から変わった!!

入場無料

先着20組
(1組2名様まで)



知らないと絶対に損する相続税・贈与税の新ルール



不動産終活 はじめて入門 in 石川

開催日 **3月30日(土)** 13:30~ 場所 **金沢勤労者プラザ 406 研修室 金沢市北安江 3-2-20**

近年問題化している「相続問題のこじれ」の6~7割は不動産が原因とされています。このような問題も未然に対処すれば、不動産の有効利用、相続対策にもつながります。相続は他人事ではありません。問題を先送りせず、ご家族が元気なうちに相続や贈与、空き家活用について今から学びましょう。

お申込みはお電話またはこちらから ▶

TEL 076-245-7710



[13:30-15:30]

簡単にわかる相続対策 空き家活用術

講師：武田 周二
(一般社団法人日本相続プランナーズ・専務理事)

前回の様子▼



基本相続用語

- 被相続人** 相続人が相続によって取得した資産のものの所有者（故人）のことを言います。
- 法定相続人** 民法で定められた相続人の事をいいます。被相続人の配偶者は常に第一順位の相続人となります。
- 二次相続** 夫婦の一方が亡くなった際の相続を一次相続といい、その後さらにもう一方の配偶者が亡くなった際の相続を「二次相続」といいます。

事務局

ヤマダタックングループ 株式会社 ^{リワイズ} REWISE コーポレーション

主催



一般社団法人 不動産終活支援機構石川
〒921-8164 石川県金沢市久安一丁目405 TEL 076-245-7710

「不動産終活アドバイザー®」「不動産終活士®」資格
第3回受験申込受付中!!

いま、日本には不動産終活の専門家が必要です。



一般社団法人 不動産終活支援機構

〒020-0066 岩手県盛岡市上田一丁目10-20 TEL.019-681-6125 FAX.019-681-6126
<https://www.fudosan-syukatsu.org>

